

平成19年度 保育料が決まりました

平成19年度の保育所徴収金基準額（保育料）が決まりました。

保育料は、世帯員の市民税や所得税で各階層に分けられています。なお、2人以上の児童が入所している場合の保育料については、表の下の方で説明しています。

この保育料は、平成19年4月1日から適用しています。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎ 75-6118



児童の世帯の階層区分とその定義		徴収基準額（月額）（円）			
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯	0		0	
2	所得税、市民税とも非課税世帯	9,000		6,000	
3	所得税非課税、市民税課税世帯	19,500		16,500	

以下は所得税課税世帯です

4-1	所得税額が 36,000円未満の世帯	25,000		22,000	
4-2	36,000円以上 72,000円未満の世帯	29,000		26,000	
5-1	72,000円以上 108,000円未満の世帯	34,000		31,000	30,500
5-2	108,000円以上 144,000円未満の世帯	39,500		36,600	30,500
5-3	144,000円以上 180,000円未満の世帯	44,500		36,600	30,500
6-1	180,000円以上 319,500円未満の世帯	46,000		36,600	30,500
6-2	319,500円以上 459,000円未満の世帯	49,000	47,500	36,600	30,500
7	459,000円以上の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500

※市民税は平成18年度分、所得税は平成18年分です

※保育料を算定する場合の所得税額は「源泉徴収票」または「確定申告書」の額と一致しない場合があります（住宅取得控除などは適用にならないため）

※世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育園に入所している場合、保育園児の保育料は次のようになります

いちばん年齢の高い児童を定額（基準額）とし、2番目に高い児童は半額、その他の児童は無料となります。

保険料についての 疑問にお答えします

Q 子どもが1歳児で、保育料を39,500円支払っていますが、実際にはどれくらいの保育費用が掛かっているのですか？

A 保育に掛かる費用は、児童の年齢によって異なります。0歳児で月額約180,000円、1～2歳児で月額約110,000円、3歳児で月額約60,000円、4歳以上児では月額約52,000円の費用が掛かっています。なお、平成19年度の保育に掛かる費用は約6.3億円（児童1人あたり平均約870,000円）になると見込んでいます。

Q 多久市の保育料は、国の基準額と比べてどれくらいの差があるのですか？

A 多久市の保育料は、国で定められた基準額の約85%となっています。この差額は市が負担しており、平成19年度の場合、約2,800万円（児童1人あたり平均約37,000円）になると見込んでいます。